

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する  
意見公募要領

平成28年4月11日

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。）に基づき、使用済自動車の適正処理における安全性を確保するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。）の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたしますので、忌憚のないご意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

別添「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

（東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省本館5階西6）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

（東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成28年4月11日（月）～平成28年5月13日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームよりご提出いただくか、意見提出用紙の様式に従い、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、下記の提出先まで御提出ください。ただし、郵送の場合には封筒に赤字で、FAXの場合は冒頭に題名として、電子メールの場合には件名に、それぞれ「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案への意見」と記載してください。

なお、提出の意見は日本語に限ります。また、上記以外の方法（電話等）によるご意見は受け付けかねますのであらかじめご了承下さい。

(提出先及びお問い合わせ先)

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

T E L : 03-3501-1690

F A X : 03-3501-6691

電子メール : a-recycle-committee2014@meti.go.jp

または

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

T E L : 03-5501-3153

F A X : 03-3593-8262

電子メール : hairi-recycle@env.go.jp

## 6. その他

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承下さい。

ご提出いただきましたご意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご了承下さい。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。